

# 公益財団法人 愛知県シルバーサービス振興会 個人会員（マリゴールド倶楽部会員）規程

## 第1条（趣旨）

この規定は、公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会（以下「振興会」という）定款第58条第2項の規定に基づき、個人会員（マリゴールド倶楽部会員で以下「会員」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（名称及び事務局）

1. 本倶楽部はマリゴールド倶楽部（以下「倶楽部」という）と称する。
2. 本倶楽部の事務局は、当振興会に置く。

## 第3条（目的）

本倶楽部は高齢化社会におけるさまざまな問題について共に考え、人生をもっと有意義に、もっと快適におくことを目的とする。

## 第4条（入会資格）

本倶楽部の目的に賛同し、原則として45歳以上で愛知県内に居住又は勤務する個人は会員になることができる。

## 第5条（入会申し込み）

本倶楽部に入会しようとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

## 第6条（会員証の発行）

本倶楽部の会員には会員証を発行する。

## 第7条（年会費の納入）

1. 会員は年会費1,500円を、二人（夫婦での）の入会の場合は2,000円を納入しなければならない。
2. 会員は入会時に会員が指定した銀行口座より預金口座振替の方法により、年会費を納入するものとする。

## 第8条（加入期間）

会員の加入期間は、入会時から1年とする。ただし、退会の申出がない限り、毎年自動的に継続されるものとする。

## 第9条（会費の用途）

第7条の年会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

## 第10条（会員の特典）

会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 情報誌の定期的な送付
- (2) 振興会が発行するその他の印刷物の送付
- (3) 講座、講演会への参加
- (4) 旅行会、学習会などへの参加
- (5) 振興会が協定した県内主要百貨店での割引優待
- (6) 振興会が協定した主要劇場での割引優待
- (7) 全国で指定された宿泊施設及びレジャー施設での割引優待
- (8) 各種商品とサービスの紹介
- (9) その他当振興会が協定した契約先の優待など

## 第11条（変更事由の届出）

会員が本振興会へ届けた住所・氏名及び会費支払の銀行口座等に変更が生じた場合は、直ちに所定の届出書を提出しなければならない。

## 第12条（個人情報の管理）

本振興会は、入会の際に会員が届け出た個人情報を法令に従って適切に管理し、会員の事前承認なく第三者に開示しないものとする。但し、以下のいずれかに該当する場合は、会員の事前の同意なしに、本振興会は第三者に対して個人情報を開示できるものとする。

- (1) 法令に基づき開示を求められた場合
- (2) 個人情報の取り扱いを第三者に業務委託する場合
- (3) その他正当な事由がある場合

## 第13条（個人情報の利用目的）

本振興会は、個人情報を会員サービス提供のために行う以下の事項に利用することができる。

- (1) 会員に対する情報誌及び割引優待券の送付
- (2) 会員に対する講座及び旅行会等の案内
- (3) その他正当な理由がある場合

## 第14条（会員資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 加入期間の失効（会費を納入しないとき）
- (2) 退会
- (3) 会員の死亡
- (4) 振興会が会員として相応しくないと判断したとき

## 第15条（退会）

会員は、退会しようとするときは、退会届に会員証を添えて提出しなければならない。

## 第16条（会費の不変換）

退会又は死亡した会員が、既に入会した会費その他の金品は変換しない。

## 第17条（運営管理）

本倶楽部の運営管理は公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会が行うものとする。

## 第18条（雑則）

この規程に定めるもののほか、会員について必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附則

本規程は、公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会の設立の登記の日から施行する。